

「【貸借対照表】総論関係」に係る検討

1 2. 表示形式（報告式又は勘定式）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成するものである。
- ・財政状態を表示する場合、いずれの方式を採用するほうが利用者にとってわかりやすいか。

○論点整理の考え方

- ・地方公営企業会計においても、国の財務書類においても、会社法においても、貸借対照表は勘定式が採用されており、貸借対照表で会計年度末における資産と負債のバランスを把握する観点からも勘定式がわかりやすいのではないか。

○基準の方向性

- ・貸借対照表の表示形式は、勘定式を採用する。

○留意点

- ・特になし。

13. 資産・負債・純資産の区分

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 93. 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示する。	・特になし。

○課題・論点

- ・資産、負債については、いずれの会計基準等でも相違がないが、純資産については多くの相違がみられるところである。

○論点整理の考え方

- ・純資産は、資産の財源としての補助金等が含まれるため単なる資産負債差額ではないこと、地方公共団体に資本概念がなじまないこと等の課題があるものの、
 - － 現行の取扱いにおいても、財源が含まれていながらも純資産としていること
 - － 「純資産」が、ほとんどの地方公共団体で既に定着していることを踏まえ、「純資産」とする。

○基準の方向性

- ・貸借対照表の区分は、資産、負債及び純資産とする。

○留意点

- ・特になし。

14. 資産・負債の分類

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 97. 資産は、「金融資産」及び「非金融資産」に分類して表示する。 98. 金融資産は、「資金」と「金融資産（資金を除く）」に分類して表示する。 117. 非金融資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「繰延資産」に分類して表示する。 134. 負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類して表示する。	・特になし。

○課題・論点

- ・資産・負債の区分については、各会計基準で相違がみられないが、資産・負債の分類については、各会計基準で相違がみられるところである。
- ・特に、基準モデルにおいては、公会計では企業会計ほどは流動性の確保を重視する必然性がないことや、国民経済計算（SNA）等との整合性を踏まえ、金融・非金融という分類を採用している。

○論点整理の考え方

- ・地方公共団体が有する資産の多くは行政財産であり、負債の多くは地方債であることから、これらをどう分類するのがわかりやすいかを考えるのがよいのではないか。
- ・行政財産は、各行政目的に使用されている施設や用地であり、一般には固定資産に分類するのが適当ではないか。
- ・地方債は、施設や用地の取得財源であり、将来の償還するものであるため、その償還年限の長短によって分類するのが適当ではないか。
- ・地方公共団体においては、企業ほど流動性比率の重要性は高くないものの、金融資産についても、すぐに資金化できるものがどの程度あるのかを明示する意義はあるのではないか。
- ・なお、地方公営企業においても、流動固定分類が行われているところである。

○基準の方向性

資産は、固定資産及び流動資産に分類する。

負債は、固定負債及び流動負債に分類する。

○留意点

- ・繰延資産の取扱いをどうするか（所有外資産の取扱いとの関連で整理するか）。
- ・地方公営企業会計において、償却資産の財源としての補助金等を分類する繰延収益の取扱いをどうするか（純資産の取扱いとの関連で整理するか）。

15. 配列（流動性配列法又は固定性配列法）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 94. 資産及び負債の科目の配列については、流動性配列法によるものとする。	・特になし。

○課題・論点

- ・地方公共団体が有する資産の多くは行政財産（固定資産）であり、負債の多くは地方債（固定負債への分類が大半）であることから、これらをどう並べるのがわかりやすいかを考えるのがよいのではないか。
- ・地方公営企業やインフラ系民間企業（電力、ガスなど）においても、固定性配列法が採用されているところである。

○論点整理の考え方

- ・資産・債務改革や資産更新問題への対応の観点からも、固定資産を最上位に記載するのが適當ではないか。

○基準の方向性

- ・貸借対照表の配列は、固定性配列法を採用する。

○留意点

- ・特になし。

16. 資産・負債の流動・固定分類（一年基準等）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・民間企業の正常営業循環基準を採用するものを除き、一年基準が採用されている。

○論点整理の考え方

- ・地方公共団体において、正常営業循環基準の対象とする債権はないのではないか（未収金の区分は、「38. 未収金」で整理されている）。

○基準の方向性

- ・資産・負債の流動・固定分類は、一年基準を採用する。

○留意点

- ・特になし。